平成２３年（フ）第３１２２号
名古屋市南区三吉町４丁目65番地　高商ビル202号
債務者　吉本　高博
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘１棟925号
債務者　竹本　崇文
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５１号
愛知県春日井市梅ケ坪町64番地１　グローリアス春日井梅ケ坪104号、住民票上の住所愛知県春日井市ことぶき町８番地４　ライオンズマンシヨン春日井中央通104号室
債務者　野原　史保
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５号
名古屋市中区松原１丁目15番29号　アーク松原103号
債務者　川口　和成
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６４号
愛知県海部郡大治町大字西條字柳原30番地の１　レインボー大治203号
債務者　内藤恵美子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４１号
横浜市旭区二俣川２丁目75―26　ＫＦハイム301号室、住民票上の住所神奈川県横須賀市逸見が丘１番８号
債務者　板橋　清彦
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２８１０号
愛知県半田市鴉根町１丁目35番地の３
債務者　エヌテックこと　西　　淳一
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１９０号
名古屋市中川区西日置町９丁目111番地　ニッコー寮Ａ514
債務者　山内　貴弘
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１１８号
名古屋市昭和区福江１丁目９番３号　プチロワイヤルサトウ402号
債務者　髙塚佳代子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３２号
山口市阿知須509番地24
債務者　濱西洋次郎
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１４８１号
埼玉県新座市東北２丁目26―２―703
破産者　前川　正則
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８２号
埼玉県新座市東北２丁目26―２―703
破産者　前川　成美
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８３号
埼玉県新座市東北２丁目26―２―703
破産者　前川　貞子
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６４２号
東京都新宿区百人町２―３―15　新大久保ハウス、住民票上の住所北海道函館市万代町14―33
破産者　丹内　司郎
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６７４号
東京都中野区鷺宮４丁目37―16―402
破産者　藤井　和彦
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２２７号
東京都渋谷区恵比寿１丁目34番12号
破産者　アジマ株式会社
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０３７１号
千葉県富里市七栄431―60
破産者　保田登喜雄
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４４６号
千葉県松戸市六高台３丁目７　ベル21六高台Ｃ－３号
破産者　長利　　光
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部